

【国民健康保険税について】

■地方税法施行令の改正により、国民健康保険税の賦課限度額および軽減の判定方法が変わります。主な改正内容は、次のとおりです。

○賦課限度額が引き上げられます <下表(ア)>

平成26年度	医療保険分 51万円、後期高齢者医療支援分 16万円、介護保険分 14万円
⇒平成27年度	医療保険分 52万円 、後期高齢者医療支援分 17万円 、介護保険分 16万円

○軽減の判定方法が変わります

<ul style="list-style-type: none"> ・5割軽減の拡大 <次頁 表中(イ)> 平成26年度 判定額 … 33万円+24.5万円×(被保険者数+旧国保被保険者数) ⇒平成27年度 判定額 … 33万円+26万円×(被保険者数+旧国保被保険者数) ・2割軽減の拡大 <次頁 表中(ウ)> 平成26年度 判定額 … 33万円+45万円×(被保険者数+旧国保被保険者数) ⇒平成27年度 判定額 … 33万円+47万円×(被保険者数+旧国保被保険者数)
--

■平成27年度の国民健康保険税の税率などは、次のとおりです。

▼国民健康保険税の税率および計算方法【平成27年度】

内 訳	計算方法	税 率 等		
		医療保険分	後期高齢者医療支援分	介護保険分
A 所得割額	平成26年中の総所得金額等－基礎控除(33万円)の額に税率を乗じて得た額	7.6%	2.1%	2.3%
B 均等割額	被保険者1人につき	24,000円	7,000円	15,000円
C 平等割額	1世帯につき	24,000円	7,000円	
年間の保険税額	A+B+C (ア)	賦課限度額 52万円	賦課限度額 17万円	賦課限度額 16万円

※ただし賦課限度額まで

- 国民健康保険税は世帯単位で課税され、世帯主が納税義務者になります。世帯主が国民健康保険の加入者でない場合でも世帯内に加入者がいる場合は、世帯主が納税義務者になります。
- 国民健康保険税には、医療保険分・後期高齢者医療支援分・介護保険分があり、それぞれ加入者の所得や世帯の加入者数に応じて算定する所得割額・均等割額・平等割額を合計し算出します(医療保険分・後期高齢者医療支援分は、すべての加入者に課税され、介護保険分は40歳から64歳の人に課税されます)。
- 年度途中で40歳になられる人の介護保険分は40歳到達月以降に課税します。
- 年度途中で65歳になられる人の介護保険分は、65歳到達月以降の月分を課税していません。
- 年度途中で75歳になられる人は後期高齢者医療制度に移行するため、75歳到達月以降の国民健康保険税を課税していません。



国民健康保険税の軽減・減免

■世帯主および被保険者の前年所得が一定の基準以下の場合、均等割額・平等割額が次の額に軽減されます。

※軽減判定をする際には、国民健康保険加入の有無を問わず世帯主の所得を含めて判定します。また、世帯構成に変更がない場合は、後期高齢者医療制度への移行者(75歳以上の)の所得も含めて判定します。

※65歳以上の人で公的年金収入がある場合、公的年金等の雑所得から15万円(上限)を差し引いた金額で軽減の判定をします。

※均等割額および平等割額は、7割軽減・5割軽減・2割軽減に複数該当しても重複して減額を受けることができません。

▼国民健康保険税の軽減割合別税額

軽減(減額)区分	軽減後の金額				
	均等割額(1人につき)			平等割額(1世帯につき)	
	医療保険分	後期高齢者医療支援分	介護保険分	医療保険分	後期高齢者医療支援分
軽減なし世帯	24,000円	7,000円	15,000円	24,000円	7,000円
7割軽減世帯 世帯主と被保険者の軽減判定所得が、33万円以下	7,200円	2,100円	4,500円	7,200円	2,100円
5割軽減世帯(イ) 世帯主と被保険者の軽減判定所得が、33万円+26万円×(被保険者数+旧国保被保険者数)以下	12,000円	3,500円	7,500円	12,000円	3,500円
2割軽減世帯(ウ) 世帯主と被保険者の軽減判定所得が、33万円+47万円×(被保険者数+旧国保被保険者数)以下	19,200円	5,600円	12,000円	19,200円	5,600円



■同じ世帯内で75歳以上の人が後期高齢者医療制度に移行し、75歳未満の人が引き続き国民健康保険に加入する場合は、軽減措置があります。(申請は不要)

○現在、国民健康保険税の軽減を受けている世帯で世帯構成や収入が変わらない場合は、同様の軽減を恒久的に受け続けることができます。

○75歳以上の人が後期高齢者医療制度に移行したことにより、国民健康保険の被保険者が1人になる場合(特定世帯)、5年間は平等割額が2分の1となります。さらに、5年経過した後も世帯構成に変更がない場合(特定継続世帯)は、継続して3年間、平等割額が4分の3となります。

■75歳以上の人が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その人の被扶養者で65歳~74歳の人(旧被扶養者)が新たに国民健康保険に加入する場合は、申請により当分の間、次の減免措置を受けることができます。(申請は初年度のみで2年度目の申請は不要)

○所得割額は賦課しません。

○均等割額が2分の1になります。

○世帯内の国保被保険者が旧被扶養者のみの場合は、平等割額が2分の1になります(すでに特定同一世帯で軽減を受けている人は減額になりません)。

■徴収の猶予または税額の減免

○災害など特別な事情がある場合は、徴収の猶予または減免が適用される場合があります。詳細は、健康保険課課徴収係までお問い合わせください。

【平成27年度から介護保険料が改正されました】

65歳以上の人の介護保険料の額は、3年ごとに見直されます。3年間に町で必要となる介護保険給付額から算出した「基準額」※をもとに、その人の世帯の所得に応じて決定します。平成27～29年度の3年間の基準額および保険料額は次のとおりです。今回の改定により、所得に応じた負担になるように保険料の段階区分を見直し、低所得者の保険料額を抑えるように努めました。

介護保険料は、介護が必要な高齢者とその家族を社会全体で支えていくための大切な財源です。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

※基準額の算出方法

$$\frac{\text{田布施町に必要な介護サービスの総費用} \times \text{65歳以上の人の負担分 約22\%}}{\text{田布施町に住む65歳以上の人数}} = \text{保険料の基準額 56,800円 (年額)}$$

町で必要な介護サービスの総費用は、2分の1を国・県・本町が負担し、残る2分の1を第1号被保険者保険料(65歳以上の人)と第2号被保険者保険料(40～64歳の人)で負担します。

▼平成27年度 所得段階別保険料

課税状況		平成26年度		平成27年度		
本人	世帯	対象者	保険料年額	保険料年額	対象者	
住民税非課税	全員が住民税非課税	生活保護、老齢福祉年金※1を受給している	1段階 25,200円	1段階 25,560円	生活保護、老齢福祉年金※1を受給している	
		年金収入額と合計所得金額の合計金額が80万円以下	2段階 25,200円		年金収入額と合計所得金額の合計金額が80万円以下	
		年金収入額と合計所得金額の合計金額が80万円を超え120万円以下	3段階 32,760円(特例)	2段階 42,600円	年金収入額と合計所得金額の合計金額が80万円を超え120万円以下	
		年金収入額と合計所得金額の合計金額が120万円を超える	3段階 37,800円	3段階 42,600円	年金収入額と合計所得金額の合計金額が120万円を超える	
	課税者あり	年金収入額と合計所得金額の合計金額が80万円以下	4段階 41,830円(特例)	4段階 51,120円	4段階 51,120円	年金収入額と合計所得金額の合計金額が80万円以下
		年金収入額と合計所得金額の合計金額が80万円を超える	4段階 50,400円(基準額)	5段階 56,800円(基準額)	5段階 56,800円(基準額)	年金収入額と合計所得金額の合計金額が80万円を超える
住民税課税	合計所得金額が125万円未満	5段階 56,950円	6段階 68,160円	6段階 68,160円	合計所得金額が120万円未満	
	合計所得金額が125万円以上190万円未満	6段階 63,000円	7段階 73,840円	7段階 73,840円	合計所得金額が120万円以上190万円未満	
	合計所得金額が190万円以上	7段階 75,600円	8段階 85,200円	8段階 85,200円	合計所得金額が190万円以上290万円未満	
			9段階 96,560円	9段階 96,560円	合計所得金額が290万円以上	

※1 老齢福祉年金…明治44年4月1日以前または大正5年4月1日以前に生まれた人で一定の要件を満たしている人が受けている年金

非自発的失業者の国民健康保険税が軽減されます

申請必要

平成27年3月31日以降に非自発的な失業(解雇など)により町の国民健康保険税に加入された人で一定の条件を満たす場合、申請により国民健康保険税の軽減措置が適用されます。

■対象者

- 次の条件にすべて該当される人
- 退職日が平成27年3月31日以降
- 失業時点で65歳未満
- 雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者
- (雇用保険受給資格者証に記載してある離職理由欄が次のコードである場合)

【特定受給資格者離職理由一覽】

離職理由コード	離職理由
11	解雇
12	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止め(雇用期間3年以上で雇止め通知がある場合)
22	雇止め(雇用期間3年未満で更新の明示がある場合)
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職

【特定理由離職者離職理由一覽】

離職理由コード	離職理由
23	期間満了(雇用期間3年未満で更新の明示がない場合)
33	正当な理由のある自己都合退職(31、32以外)
34	正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間12カ月未満)

※ただし、高年齢受給資格者および特例受給資格者は対象となりません。

■軽減額

所得割額の算定に際して、非自発的失業者の給与所得を100分の30とみなして計算します。

国民健康保険税は世帯主および被保険者の前年所得が一定の基準以下の場合、均等割額および平等割額が軽減(7割軽減・5割軽減・2割軽減)されますが、軽減判定時においても非自発的失業者の給与所得を100分の30として算定します。

また、高額療養費などの自己負担限度額の区分判定についても、非自発的失業者の給与所得を100分の30として算定します。

給与所得以外の所得は軽減の対象になりません。

■申請方法

申請に必要なもの

◇申請に必要なもの

- すでに町の国民健康保険に加入されている人は、①印鑑②雇用保険受給資格者証
- 新たに町の国民健康保険に加入される人は、①印鑑②雇用保険受給資格者証
- ③会社の健康保険資格喪失証明書や退職証明書など退職日が確認できる書類

随時、健康保険課の窓口で申請を受け付けます。

■軽減期間

国民健康保険税の軽減期間は次のとおりです。

離職年月日	軽減対象期間
平成26年3月31日	平成28年3月末
平成27年3月30日	平成27年3月末
平成27年3月31日	平成29年3月末
平成28年3月30日	平成27年3月末
平成26年3月31日	平成28年7月末
平成27年3月30日	平成27年7月末
平成27年3月31日	平成28年7月末
平成27年3月30日	平成27年7月末

高額の療養費所得区分などに適用される期間は次のとおりです。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど町の国民健康保険を脱退すると終了します。

なお、平成26年3月31日～平成27年3月30日の間に離職された人は、国民健康保険税の軽減対象期間が平成27年度までありますが、以前に軽減申請されていれば再度の申請は必要ありません。

7月中旬に平成27年度の『国民健康保険税』『介護保険料』『後期高齢者医療保険料』の納税（付）通知書を、納税（付）義務者に送付します。
お支払方法については下記のいずれかとなります。

- 納付書または口座振替でのお支払いの場合
年額を7月から翌年2月までの8期に分け、納付書または口座振替により納付
- 年金から天引きでのお支払いの場合
年額を4月・6月・8月・10月・12月・翌2月の6期に分け、年金から天引きで納付
- 納付書または口座振替と年金からの天引きの両方でお支払いとなる場合
 - 7月・8月・9月を納付書または口座振替により納付していただき、残りの額を10月・12月・翌2月の3期に分け、年金から天引きで納付
 - 4月・6月・8月に年金から天引きで納付していただき、残りの額を9月から翌2月までの6期に分け、納付書または口座振替により納付

※介護保険料は原則として年金からの天引きとなりますので、納付書払いや口座振替に変更することはできません。
※国民健康保険税および後期高齢者医療保険料については、年金天引きから口座振替での納付に変更することができます。口座振替をご希望の方は、健康保険課で手続きを行ってください（7月31日までに申出をされると10月から年金天引きを中止し口座振替となります）。
※口座振替に変更した場合、その社会保険料控除は口座振替により支払った人に適用されます。

【後期高齢者医療保険料について】

平成27年度の後期高齢者医療保険料額は昨年度に改定しましたので変更ありません。また、法改正により均等割額の軽減の対象範囲が拡大されます。

【所得割額】 (平成26年中の所得 - 基礎控除 33万円) × 10.17% <small>所得割率 (県内均一)</small>	+	【均等割額】 50,431円 <small>(県内均一)</small>	=	年間保険料額
※保険料の上限は57万円です。				

《均等割額の軽減の対象範囲が拡大》

- | | |
|---|---|
| ◇5割軽減
33万円 + (24.5万円 × 被保険者数) 以下
⇒ 33万円 + (26万円 × 被保険者数) 以下 | ◇2割軽減
33万円 + (45万円 × 被保険者数) 以下
⇒ 33万円 + (47万円 × 被保険者数) 以下 |
|---|---|

■所得の低い世帯については、国民健康保険税と同様の軽減措置に加え、以下の軽減措置を行います。

- ① 世帯内の「後期高齢者医療制度の被保険者全員」と「世帯主」の所得金額※の合計額が33万円以下の人
⇒均等割額が8.5割軽減となります
※この場合の所得金額とは、基礎控除はせず65歳以上で公的年金控除を受けている人は最大15万円を控除したものです。
 - ② ①の人のうち、世帯内の「後期高齢者医療制度の被保険者全員」が、年金収入80万円以下で他の所得がない場合
⇒均等割額が9割軽減となります
 - ③ 後期高齢者医療制度に加入する直前は「会社などの健康保険の被扶養者（国民健康保険組合を除く）」であった人
⇒均等割額が9割軽減となります
 - ④ 年金収入が153万円以上211万円以下（給与収入などがある場合でも、総所得金額が91万円以下であれば対象となります）の人
⇒所得割額が5割軽減となります
- (注)均等割額は、重複して軽減を受けることはできません。

【後期高齢者医療保険制度には、減免制度があります】

災害などの理由で一定の基準に該当し、必要と認められた場合は、申請により保険料が減免されることがあります。

詳細は、健康保険課賦課徴収係までお問い合わせください。

7月1日から国民年金保険料の免除申請を受け付けます

問健康保険課 保険年金係 ☎52-5809

国民年金には経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合に、保険料が免除される制度があります。免除制度では、本人・世帯主・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合に、全額免除または一部納付免除を受けることができます。また、30歳未満の人は保険料納付が猶予される制度もあります。

で、申請時に継続審査を希望された人は改めて申請をする必要はありません。なお、保険料の納付猶予の期間は、年金の受給資格期間に算入されませんが、年金額には反映されません。10年以内であれば免除・猶予された保険料をあとから納めること（追納）ができ、後の受給額を増やすことができます。保険料を未納のまま放置せず、お早めにご手続きをしてください。詳細は、徳山年金事務所にお問い合わせください。

◇問合せ先
・健康保険課 保険年金係
・日本年金機構 徳山年金事務所
☎0834-31-2152

基本チェックリストを提出してください

問健康保険課 介護保険係 ☎52-5809

介護や支援が必要になるおそれがある高齢者を早期に見出すため、健康および日常生活の動作などの状態を判定する「基本チェックリスト」を対象者に郵送しますので、ご記入の上、提出してください。

◇対象者
5月1日現在で、介護保険の要支援・

要介護認定を受けていない65歳以上の人（二次予防事業利用者を除く）

◇提出期限 7月17日（金）

◇提出方法
各公民館（城南・西田布施・東田布施・麻郷・麻里府）、麻郷福祉会館、町役場健康保険課に設置する「回収箱」に投入